⑹　上記⑸③に掲げる他、競争性を確保するため、当社の判断により手続を中止または中断する場合がある。

6　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除
②　契約保証金　納付

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書若しくは技術提案書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　手続における交渉の有無　有

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑺　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。

⑻　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定（再認定）を受けていない者も上記５⑶により競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、２次審査を受ける技術提案者の選定の時までに当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑼　詳細は入札説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Keiichiro Hashimoto, President of Metropolitan Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction Work of Bridge Pier Foundations in the part of Yokohama Circular Northern Route (YK41 (2 － 2) YK42 (1 － 1) Area)

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 14 February 2011

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 2 :00 P.M. 21 April 2011 (Tenders submitted by mail : 4 : 00 P.M. 20 April 2011) (Note that this may be subject to change)

⑹　Contact point for tender documentation : Accounting and General Affairs Group, Kanagawa Construction Bureau, Metropolitan Expressway Company Limited, 1―2―4, Shinkoyasu, Kanagawa-ku, Yokohama-shi 221―0013, TEL 045―439―0706

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 23 年１月 14 日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　橋本圭一郎

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　中央環状品川線トンネル消火設備工事

⑶　工事場所　東京都品川区八潮一丁目から東京都目黒区青葉台四丁目まで

⑷　工事内容　下記の新設工事
①　泡消火栓設備　泡消火ポンプ２基、泡消火栓382基、配管・配線一式
②　水噴霧設備　水噴霧ポンプ２基、自動弁装置726組、配管・配線一式
③　ダクト冷却設備　ダクト冷却ポンプ４基、自動弁装置７組、配管・配線一式
④　独立避難通路・パイプスペース換気設備加圧送風機10基、切替ダンパ25基

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成26年３月10日まで

⑹　その他
①　本工事は、競争参加資格確認申請により資格が確認された競争参加希望者のうち、技術提案書及び工事費内訳書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と交渉を行い、それらの内容を総合的に評価して２次審査を受ける技術提案者を選定し、次に詳細工事費内訳書を受付け、交渉を行った後、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する総合評価方式を併用した技術提案価格交渉方式（複数者交渉タイプ）の対象工事である。
②　技術提案の範囲は、工事目的物（性能、形状、寸法、材質、系統及び設置空間等）の変更を伴わない範囲とする。

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成17年準則第18号）第８条の規定に該当しない者であること。

⑵　首都高速道路株式会社における機械器具設置工事に係る一般競争参加資格の認定（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における機械器具設置工事に係る一般競争参加資格の再認定）を受けた単体又は２者で構成された共同企業体であること。

⑶　平成12年度以降に、以下に掲げる工事を単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）があること。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。
①　共同企業体の代表者となる構成員については、以下に掲げる要件を満たす工事を完工した実績を有すること。
・道路トンネルの水噴霧設備の試験調整を伴う新設工事又は、試験調整を伴う水噴霧設備全体を改修する工事
②　共同企業体の代表者以外の構成員については、以下に掲げる要件を満たす工事を完工した実績を有すること。
・道路トンネルの消火栓設備又は水噴霧設備の試験調整を伴う新設工事若しくは、消火栓設備又は水噴霧設備の試験調整を伴う設備全体を改修する工事

⑷　次に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者及び現場代理人を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。（以下、上記専任の主任技術者又は専任の監理技術者及び現場代理人を「配置予定技術者」という。）なお、主任技術者又は監理技術者は、現場着工の着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場着手は、平成24年１月４日（水）を予定している。
①　専任の主任技術者については、ア～ウの何れかの要件を満たすこと。
ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第１項に規定する技術者のうち、機械器具設置工事業に係わる技術者で、かつ、２年以上指導監督的な実務の経験を有する者
イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械」とする者に限る）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（機械部門）」という。）
ウ　イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
②　専任の監理技術者については、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　配置予定技術者のうち少なくとも１名は、平成12年度以降に専任の主任技術者若しくは専任の監理技術者又は現場代理人として、以下に掲げる工事を単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）を有するものであること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。
・道路トンネルの水噴霧設備の試験調整を伴う新設工事又は、試験調整を伴う水噴霧設備全体を改修する工事

⑸　１に示した工事に係る設計業務等の請負者又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑹　共同企業体を構成する場合においては、各構成員が次に掲げる事項を満たしていること。
①　本工事に対する建設業法の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上であること。
ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。